

地籍調査成果（写し）交付申請について

令和2年4月

鳥羽市 建設課

（1） 交付可能な成果について

法務局への成果送付及び登記が完了している調査地区に関する以下の地籍調査成果（写し）について交付可能です。

- ① 地籍図根三角点成果（点の記、網図及び座標値等）
- ② 地籍図根多角点成果（網図及び座標値等）
- ③ 細部図根点成果（配置図及び座標値等）
- ④ 筆界点成果写し（筆界点番号図及び座標値等）

ただし、実施地区の状況により、成果の写しを交付できない場合もございますので、詳しくは鳥羽市役所建設課までお問い合わせください。

（2） 交付できない成果等

- ①国土交通省国土地理院が所管する一等～四等三角点の資料
- ②公図（14条地図）及び地籍図の写し
- ③土地の所有者の住所・氏名及び権利関係の情報
- ④その他、地籍調査事業に係る内部資料並びに個人情報

（3） 成果の交付場所及び交付方法

地籍調査の成果は、原則として鳥羽市建設課の窓口でのみ交付を行います。

ただし、市外等遠方の方などで窓口へお越しいただくことが困難な場合は、申請書と手数料分の郵便小為替（無記名）及び送料分の切手（そのまま返送可能なものであれば、返信用封筒やゆうパック等可）を鳥羽市建設課まで送っていただければ、郵送による成果の交付が可能です。なお、郵送申請の際は、連絡可能な電話番号を欄外等に記入していただきますようお願いいたします。

（4） 交付申請書

地籍調査成果の交付を受ける場合は、別紙の交付申請書を鳥羽市建設課へ提出してください。

（印鑑の押印は不要です）

また、成果の対象を特定する必要があることから、交付申請書には必ず対象となる土地所在の町名、字名、地番を明記してください。

なお、各図根点にかかる成果写しをご希望の場合は、対象となる図根点の特定が必要となるため、特定が可能な資料をご持参いただくか、一度鳥羽市役所建設課までお問合せください。

（5） 成果の更新

地籍調査の成果品は、地籍調査終了時点（法務局送付時点）のものであり、その後の更新を行っておりません。地籍調査終了後（法務局への成果送付後）に分筆、合筆等のある土地について最新の測量図面等をご希望の場合は、津地方法務局伊勢支局にお問合せください。

なお、平成13年度以前に調査を行った地区の成果については、日本測地系座標による成果です。

地籍調査成果交付手数料について

地籍調査成果（写し）の交付にかかる手数料は、1件について**200円**とします。
なお、1件の定義は以下のとおりです。

(1) 一筆地の成果（一筆隣接図）

1筆（調査後筆単位）を1件とします。（1筆として交付できる成果は、申請筆の筆界点成果、一筆隣接図及び一筆隣接図範囲内の基準点成果です）

(2) 地籍図根三角点の成果

1点を1件とします。（1点として交付できる成果は、位置図と成果簿の写しです）

(3) 地籍図根多角点

1路線を1件とします。（1路線として交付できる成果は、網図と成果簿の写しです）

(4) 細部図根点

①多角法による場合は1路線を1件とします。（1路線として交付できる成果は、網図と成果簿の写しです）

②放射法による場合は所属する多角路線の成果に含めます。ただし、放射法による細部図根点成果のみ単独で申請の場合は、1回の申請分を1件とします。

(5) 筆界点番号図

1図郭を1件とします。

【担当窓口】

鳥羽市役所 建設課 管理係

〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1

電話 0599-25-1123

Fax 0599-25-5241

Eメール kokudo@city.toba.mie.jp